

令和4年6月27日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
「医師国家試験事業外 11 試験事業」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
実施行政機関等	厚生労働省
事業概要	厚生労働大臣が実施する、医師国家試験事業、歯科医師国家試験事業、保健師国家試験事業、助産師国家試験事業、看護師国家試験事業、診療放射線技師国家試験事業、臨床検査技師国家試験事業、理学療法士国家試験事業、作業療法士国家試験事業、視能訓練士国家試験事業、管理栄養士国家試験事業及び薬剤師国家試験事業のうち、各地方厚生（支）局（沖縄分室を含む。）で実施する、会場確保、受験案内・願書・受験写真用台紙配布・受付等、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等の試験実施業務。
実施期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日
受託事業者	ランスタッド株式会社
契約金額（税抜）	当初契約 2,186,607,000 円（単年度当たり平均：728,869,000 円） 変更契約後 5,390,234,835 円（単年度あたり平均：1,796,744,945 円） ※ 新型コロナウイルス感染症対策実施のため、令和3年及び令和4年に契約を変更
入札の状況	2 者応札（説明会参加＝5 者／予定価内＝1 者）
事業の目的	12 職種（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、薬剤師）に必要な知識・技能を有するかどうかを判定することを目的に、年 1 回、厚生労働大臣が国家試験を実施。
選定の経緯	地方出先機関分科会のヒアリング結果を踏まえ、12 試験は人の生命に関わるプロフェッショナルな国家試験であることから、軽重を付けた上で、平成 21 年度基本方針において、診療放射線技師国家試験事業外 5 試験事業を先行して選定。その際、残りの 6 試験事業についても民間競争入札の拡大等について検討することを記載。

	先行 6 試験事業の結果を踏まえ、平成 27 年度基本方針において、医師国家試験事業外 5 試験を加えた 12 試験事業に拡大して選定。今回は通算で第 4 期（拡大後第 2 期）
--	--

Ⅱ 評価

1 概要

市場化テストを継続することが適当である。サービスの質の確保という点において課題が認められ、国家試験であることも勘案すると、改善が必要である。

2 検討

（１）評価方法について

厚生労働省から提出された令和 2 年 4 月から令和 4 年 5 月までの間の実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及び競争性等の観点から評価を行う。

（２）対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき質の確保状況	履行状況は以下のとおり。	
	確保されるべき水準	評価
	1. 各年度に策定する工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うこと	適 試験に係る工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務は実施されていた。
	2. （試験会場の確保業務） ・概ね交通の便が良く、清潔かつ静かな環境を備えた出願者数全数の収容を可能とする試験会場を確保すること ・余裕をもった試験室（予備室を含む）内の座席配置とすること ・試験室が広い場合には、適切な音響機器を完備していること ・保健師、助産師、看護師及び管理栄養士の国家試験については、特に女性用トイレ設備の確保に配慮すること	一部不適 一部、不適切な対応が見られた。 ・一部の試験会場において、机の間隔が 1 メートル以上確保されていない状況が見られた。 ・一部の試験会場において前の席の解答用紙等が後方から視認できる例が見られた。 ・女性用トイレ設備の適切な数の確保について、一部の会場において、休憩時間中に列が

		生じていた。
	3. (願書等の配布・受付業務) ・受験案内・願書の配布終了時点で配布漏れがないこと ・受験票の発送時点で、願書の受付・チェック漏れ、受付ミスがないこと。 ・試験実施時点で受験票の発送漏れ、誤配送がないこと	不適 一部、不適切な対応が見られた。 ・<u>願書確認時において、実地修練の期間に係る証明書が本来必要な期間を満たしていなかったことについて確認が漏れていた。</u> ・<u>願書確認時において、履修科目に係る証明書が本来必要な履修科目と異なる履修科目であったことについて確認が漏れていた。</u> ・願書の審査において、不足書類提出の案内が試験実施後となった。 ・願書確認時において、実務証明書の施設押印欄に押印がないことについて、確認漏れがあり、試験実施後に押印をもらうこととなった。
	4. (試験当日の試験会場の運営) ・会場責任者等に対する事前のオリエンテーション等の方法を通じてマニュアルの遵守の徹底を図ること ・試験問題の事前の漏洩の絶対防止 ・試験時間の過不足の絶対防止及び開始・終了時間の厳格な統一 ・不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処 ・マニュアルを厳格に適用することによる正確かつ公平な出欠確認及び受験資格の確認 ・問題に正誤がある場合には、厚生労働省からの指示及びマニュアルに従って、配布・掲示または板書を行い、受験者に対して確実	不適 会場責任者等を対象とした事前のオリエンテーションは実施されたが、以下の事案が認められた。 ・試験問題別冊の配布漏れが発生し、厚生労働省への報告前に、現場の判断で対応した。 ・<u>試験開始時の注意事項の説明を途中で切り上げて試験を開始した。</u> ・現場監督を担当した地方厚生局職員から、試験監督員の態度・姿勢・対応等の問題点について報告を受けた。

	に周知すること ・受験者に配布した答案用紙の全数回収 ・回収した答案用紙への解答の加筆及び訂正の絶対防止 ・未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出の絶対防止 ・厚生労働省から指示された受験特別措置対象者に対する個別注意事項に配慮すること ・試験会場の原状回復を行うこと	・<u>受験会場を誤認した受験者を本人確認の不備で着席させる事案が認められた。また、受験会場の誤りが発覚した際に速やかに厚生労働省への報告を行わなかった。</u> ・受験者の本人確認にあたり、マスクを完全に外させずに、ずらした状態で確認をした事案が散見された。 ・配慮事項申請により試験室最後列に配置する必要があった受験者について、要望どおりの配置となっていなかった。	
	5. 災害発生時における適切な対応 ・災害発生時において、速やかに厚生労働省に連絡して指示を仰ぎ、受験者の安全を確保すること	適 ・一部の会場において、試験前日に地震が発生したため、厚生労働省の指示に従い、当日の試験開始時刻を繰り下げ、受験生の安全を確保した上で試験を実施した。 ・一部の会場において電車遅延が発生したため、厚生労働省に速やかに連絡して指示を仰ぎ、試験開始時刻を繰り下げて実施した。	
	6. 試験会場の周辺住民の生活環境への配慮等 ・試験会場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブルの防止	適 ・一部の会場において、近隣からの苦情があったが、警察に通報し改善指導を依頼する等適切に対応を行った。	
	7. 受験申請者からの問い合わせや苦情等への対応 ・受験申請者からの問い合わせや苦情等への適切な対応	一部不適 ・受験者に対して提出書類に関する電話確認を行った際、その対応が不適切であったこと	

	マニュアルによっても対処できない問い合わせや苦情については、速やかに厚生労働省に連絡し指示を仰ぐこと	から、受験者から厚生労働省宛に苦情の連絡があった。
	8. 試験問題及び答案用紙の受取り並びに答案用紙の引渡し ・試験日当日に厚生労働省指定の運送業者から試験問題及び答案用紙を受取り、試験終了後は、厚生労働省指定の運送業者へ回収した答案用紙の引渡しを漏れなく行うこと	適 引き渡し漏れは認められなかった。
	9. 卒業証明書等受験資格を確定させるための書類の確認 ・願書受付・審査時に卒業（見込）証明書等を提出した試験合格者について、卒業証明書等受験資格を確定させるための書類の確認を漏れなく行うこと	不適 ・ <u>卒業延期者の取り違いがあり、卒業できた者を卒業延期者、卒業延期者を卒業できた者として報告した事案が認められた。</u>
民間事業者からの改善提案	下記事項について、民間事業者からの提案により改善した。 (1) 出願書類に不備等が合った場合のショートメッセージの活用 提出された出願書類に不備等があった場合は、出願者に電話連絡をすることで対応しているが、不通となるケースも多いため、ショートメッセージを活用することで不備等解消までに要する日数を削減できた。また、未読・既読の確認が行える機能を使用することで、郵送による依頼の可否を早い段階で判断できるようになった。 (2) 養成施設における書類提出時の「提出書類チェックシート」の配布 養成施設が提出する卒業証明書類の不備が多い職種について、養成施設宛て「提出書類チェックシート」を配布することで、書類の不備が大幅に減少した。 (3) 送迎バスや自家用車による送迎自粛についての通知文書の発出 試験会場への来場に当たっては公共交通機関を利用することを原則としているが、送迎バスや自家用車による送迎が多く見受けられ、借用施設や近隣住民からの苦情の声があがっていたことから養成施設宛て通知文書を発出した。通知文書のかたちで送迎バスや自家用車による送迎自粛を呼びかけることにより、借用施設や近隣住民からの苦情が減少した。	

(注：評価欄の下線を施した事項は、受験者に不利益が生じる恐れのある重大な事象とされるもの)

業務の実施にあたり確保されるべき質において課題が認められた。その中には、受験者に不利益が生じる恐れのある重大な事象が含まれていることから、公正かつ的確に実施さ

れるべき試験実施事業として、確保されるべき事業の質が達成されているとは言い難い。
 なお、現時点では未定であるが、上記重大な事象（評価欄の下線を施した事項等）について、厚生労働省において改善指示等の発出を検討している。

（３）実施経費（税抜）

本事業は前期（第３期）以降、実施試験数が６から１２へ倍増し、試験参加者（願書受付者数）は、約５万人から約１５万人に増加したことに加えて、試験地域が追加されたことなどから、市場化テスト前（平成２２年度以前）及び平成２３年度以降の第１期あるいは第２期と比較することは困難であることから、実施試験の規模や試験内容等が最も類似している直近の第３期と比較する。

また、令和２年度及び同３年度において新型コロナウイルス感染症対策実施という特殊要因により契約の変更を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない第３期と比較するために、これらの要因を除く必要があることから、当初契約における経費について、従前経費（第３期）（試験会場を追加したことによる変更契約前）と比較したところ、約５０％増加している（１年当りの増加額約２億４千万円）。

経費増額の要因は、人件費単価の見直し（２１,４７４千円増）、法改正により短時間労働者等への通勤手当の支給が始まったこと（３９,７３９千円増）、会場借料単価の上昇（１２８,１６９千円増）、試験会場の追加（６,５２２千円増）、第３期の実施状況に鑑みて質的確保の観点から体制を強化するために要員を増強したこと等による人件費の上昇（８７,８３７千円増）であり、これらの他動的とされる要因や体制の強化による増加分を除くと、第４期は第３期に比べて約４千３百万円（約９％）の経費削減となっており、経費の削減効果はあったものと評価できる。

従前経費【Ａ】 医師国家試験事業外 11 試験事業 (H29～R01)	488,256,710 円（年度平均 当初契約額） ※1,464,770,130 円（契約金額 当初契約額） （参考 契約変更後） 490,430,549 円（年度平均） ※1,471,291,646 円（契約金額）
実施経費【Ｂ】 医師国家試験事業外 11 試験事業 (R02～R04)	728,869,000 円（年度平均 当初契約額） ※2,186,607,000 円（契約金額 当初契約額） （参考 契約変更後） 1,796,744,945 円（年度平均） ※5,390,234,835 円（契約金額）
増減額【Ｂ－Ａ】	240,612,290 増額
増減率【（Ｂ－Ａ）／Ａ】	49.3%増

他動的要因による増加分【C】 (内訳)	283,741,000 円
・ 人件費単価上昇分	21,474,000 円
・ 通勤手当支給分	39,739,000 円
・ 会場借料単価上昇分	128,169,000 円
・ 会場追加分	6,522,000 円
・ 人件費増加分	87,837,000 円
実質増減額【(B-C-A)】	▲43,128,710 円
実質増減率【(B-C-A)／A】	▲8.8%

(4) 評価のまとめ

経費削減効果について、第3期（平成29年度～令和元年度）に比べて上昇した人件費単価、会場借料、新たに発生した交通費及び第3期で顕著だった質の確保の面での課題に対応するための体制強化による増加分を除くと約9%の経費削減が図られており、評価できる。

また、競争性について、2者応札であり、確保できている。

他方、確保されるべき質において、複数の課題が認められ、かつ、その課題のいくつかは、実施府省である厚生労働省において重大な事象と判断され、業務改善指示の発出を予定していることから、目標を達成しているとは言い難い。

(5) 今後の方針

以上のとおり、確保されるべき質において課題が認められることから、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難である。しかも、今期の実施事業者は前期から引き続いての契約であるが、前期においても、2か年度連続で業務改善指示を受けている。今回の評価において重大な事象とされているのは、願書等の受付書類の確認、試験会場での対応に関わる課題が主であるが、それぞれ、受付書類の確認漏れ、試験運営マニュアルの理解不足・認識不足が原因となっている。

したがって、今後、質的確保に係る課題の発生を未然に防止するため、書類確認のためのチェックリストや試験運営マニュアルの更なる整備及びその内容の浸透を図るための研修方法の工夫、厚生労働省への報告体制の再整備はもとより、次期事業の実施要項や仕様書において、書類の確認要領やマニュアル等の内容把握のための研修要領についてより具体的に記載するなどの見直しをはかるほか、本事業を公正かつ的確に実施できる事業者が選定されるような総合評価の在り方について検討し、質の確保のための措置を講じた上で、引き続き民間競争入札を実施することに

より、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものとする。

令和4年6月14日
厚生労働省大臣官房地方課
医政局
健康局
医薬・生活衛生局

民間競争入札実施事業
医師国家試験事業外11試験事業の実施状況について
(令和2年度から令和3年度まで)

1 事業の概要

(1) 請負業務内容

医師国家試験事業外11試験は、12職種（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、薬剤師）に必要な知識・技能を有するかどうかを判定することを目的に、年1回、厚生労働大臣が実施している。

厚生労働大臣が行う試験の実施に関する事務のうち、試験問題の作成及び採点、合格決定等を除く事務については、地方厚生局又は四国厚生支局において実施しており、民間競争入札の対象としている。

民間競争入札の対象とする事務としては、具体的には、会場確保、願書配布・受付、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等がある。

(2) 業務請負期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(3) 請負業者

ランスタッド株式会社

(4) 受託事業者決定の経緯

「医師国家試験事業外11試験事業民間競争入札実施要項」に基づき、入札参加者（2者）から提出された企画書について、医師国家試験事業外11試験事業一式に係る総合評価委員会において必須項目審査及び加点項目審査を実施し、必須項目審査において評価基準を満たしていた2者に対して技術評価点を付与した。

入札価格については、令和2年3月10日に開札した結果、予定価格の範囲内であった1者について入札価格点を算出し、総合評価を行った結果、総合評価点（技術点と価格点の合計点）の最も高い上記の者を落札者とした。

2 確保されるべきサービスの質の達成状況及び業務の実施状況

業務の実施において複数の問題点が確認され、実施状況報告の時点においては改善指示等の発出を検討している。問題点については次回に向けて必要な是正・改善対応を行っていくこととしているが、その中には重大な事象が含まれることから、実施状況報告の時点では、公正かつ的確に実

施されなければならない試験実施事業として、確保されるべき事業の質が達成されていない状況である。

委託業務 (評価)	確保すべき対象公共サービスの質	確保されるべきサービスの質の達成状況及び業務の実施状況	
		令和２年度	令和３年度
① 全業務共通 (評価：適)	各年度に策定する工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。	新型コロナウイルス感染症対策としての試験会場の追加確保において一部遅延が認められたが、その他の工程においては、令和２年度試験に係る工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務は実施されていた。	令和３年度試験に係る工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務は実施されていた。
② 試験会場の確保 (評価：否)	厚生労働省の試験会場の借上げ実績を参考とし、概ね交通の便が良く、清潔かつ静かな環境を備えた受験申請者数全数の収容を可能とする試験会場を確保すること。	新型コロナウイルス感染症対策としての試験会場の追加確保において遅延が認められたが、概ね交通の便が良く、清潔かつ静かな環境を備えた受験申請者数全数の収容を可能とする会場を確保することができた。	令和２年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として試験会場を追加確保する必要があったが、令和２年度の実施状況を踏まえ、遅延を生じさせることなく、概ね交通の便が良く、清潔かつ静かな環境を備えた受験申請者数全数の収容を可能とする会場を確保することができた。
	厚生労働省が過去に実施した試験の座席配置例を参考とし、余裕を持った試験室内の座席配置とすること。	新型コロナウイルス感染症対策として、受験者間の間隔を１メートル以上確保することとしたが、適切な配置となっていた。	新型コロナウイルス感染症対策として、受験者間の間隔を１メートル以上確保することとし、概ね適切な配置となっていたが、看護師国家試験の一部会場において、１人用机の間隔の確保が不十分な例が見受けられた。作業療法士国家試験の一部会場においても、前の席の回答紙等々が後方から視認できる例が見受けられた。
	試験室が広い場合には、適切な音響機器を完備していること。	概ね適切な音響機器を完備した試験室が確保されていた。	概ね適切な音響機器を完備した試験室が確保されていた。
	保健師、助産師、看護師及び管理栄養士の国家試験については、特に女性用のトイレ設備の確保に配慮すること。	適切な数の女性用トイレ設備の確保に努めたが、一部の会場において、休憩時間中に列が生じることがあった。	適切な数の女性用トイレ設備の確保に努めたが、一部の会場において、休憩時間中に列が生じることがあった。
③ 願書等の配付・受付業務 (評価：否)	受験案内・願書の配付終了時点で配付漏れがないこと。	受験案内・願書の配布漏れは認められなかった。	受験案内・願書の配布漏れは認められなかった。
	受験票の発送時点で願書の受付・チェック漏れ、受付ミスがないこと。	受験票の発送時点で願書の受付・チェック漏れ、受付ミスは認められなかった。	以下の事案が認められた。 ①願書確認時において、実地修練の期間に係る証明書が本来必要な期間を満たしていなかったことについて確認が漏れていた事案（厚生労働省が関係者

			と協議し、受験者が補講を受けたことで受験資格が認められ、結果として支障は生じなかった。）（医師国家試験） ②願書確認時において、履修科目に係る証明書が本来必要な履修科目と異なる履修科目であったことについて確認が漏れていた事案（厚生労働省における受験資格の整理により受験資格が認められ、結果として支障は生じなかった。）（臨床検査技師国家試験） ③願書の審査途上で担当者の変更が生じ、引継ぎが不十分であったため、不足書類提出の案内が試験実施後となった事案（管理栄養士国家試験） （再発防止策） ・作業中の引継ぎを発生させない要員配置を行う。 ・引継ぎをせざるを得ない場合には、引き継がれた審査者は途中からではなく最初から審査を行うこととする。 ④願書確認時において、実務証明書の施設押印欄に押印がないことについての確認漏れがあり、試験実施後に押印をもらうこととなった事案（管理栄養士国家試験） （再発防止策） ・チェックリストのチェック項目を修正する。
	試験実施時点で受験票の発送漏れ、誤発送がないこと。	試験実施時点で受験票の発送漏れ、誤発送は認められなかった。	試験実施時点で受験票の発送漏れ、誤発送は認められなかった。
④ 試験当日の試験会場の運営 (評価：否)	会場責任者等に対する事前のオリエンテーション等の方法を通じてマニュアルの遵守の徹底を図ること。	会場責任者等に対する事前のオリエンテーションは実施されているが、以下の事案が認められた。 ①助産師国家試験の一部会場において、試験問題別冊の配布漏れが発生した際に、厚生労働省への報告を行う前に現場の判断で対応した。	会場責任者等に対する事前のオリエンテーションは実施されているが、以下の事案が認められた。 ①看護師国家試験及び作業療法士国家試験の一部会場において、試験開始時の注意事項の説明を途中で切り上げて試験を開始した事案が認められた。

		(再発防止策) ・問題冊子の全数確認の徹底、本省報告の徹底について、口頭での指導だけではなく、会場責任者マニュアルに記載する。 ・前日設営時に、試験問題の種類（本冊と別冊）と冊数、答案用紙枚数を会場責任者に共有し事前把握させる。 ②現場監督を行っていた地方厚生局職員から、試験監督員の態度・姿勢、対応等の問題点について複数の報告を受けたことから、マニュアルの理解不足、受験者への配慮不足、試験監督員としての認識不足が認められた。 (再発防止策) ・個々の試験監督員にマニュアルの内容を浸透させるため、研修において研修実施者は要点のみ説明し、研修受講者によるマニュアルの読み合わせを行うことで記載内容を理解させる方法に変更する。	(再発防止策) ・全ての受験者に同内容の説明を行うこと及び既定の試験時間を確保することを最優先とした判断基準をマニュアルに掲載し徹底する。 ・不測の事態発生時の報告ルールを徹底する。 ・試験問題配布後から試験開始までの時間に過不足が生じているので試験問題掲載の注意事項を事前に厚生労働省から入手し、所要時間を把握、マニュアルに記載する。 ②現場監督を行っていた地方厚生局職員から、試験監督員の態度・姿勢、対応等の問題点について複数の報告を受けたことから、マニュアルの理解不足、受験者への配慮不足、試験監督員としての認識不足が認められた。 (再発防止策) ・個々の試験監督員にマニュアルの内容を浸透させるため、研修において研修実施者は要点のみ説明し、研修受講者によるマニュアルの読み合わせを行うことで記載内容を理解させる方法を継続する。
	試験問題の事前の漏洩の絶対防止	試験問題の事前の漏洩は認められなかった。	試験問題の事前の漏洩は認められなかった。
	試験時間の過不足の絶対防止及び開始・終了時間の厳格な統一	試験開始時間が前後する例が認められたが、終了時間の調整により試験時間の過不足は認められなかった。	試験開始時間が前後する例が認められたが、終了時間の調整により試験時間の過不足は認められなかった。
	不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処 《離席者（トイレ、途中退席）への対応、試験中の机上に置くことが出来るものの以外について、受験者から申し出があったものについての検閲等》	保健師国家試験において会場のトイレ内に参考書等のコピーが隠されていたが、会場設営時に点検を行った際に発見したため、不正行為は未然に防止された。	看護師国家試験においてカンニングが確認されたが、速やかに厚生労働省に連絡し指示を仰ぎ、適切に対応した。

マニュアルを厳格に適用することによる正確かつ公平な出欠確認及び受験資格の確認	受験者の本人確認に当たっては、マスクを完全に外させて確認を行う必要があるが、マスクをずらした状態で確認を行う事案が散見された。 (再発防止策) 主任試験監督官から、本人確認の際にはマスクを完全に外すようにアナウンスを行う。	理学療法士国家試験において、受験会場を誤認した受験者を本人確認の不備で着席させる事案が認められた。また、受験会場の誤りが発覚した際に速やかに厚生労働省への報告を行わなかった。 (再発防止策) 研修にて本事例の共有を行い、影響範囲の理解を徹底するとともに、会場内のエスカレーションフローを全階層へ周知徹底し、会場責任者が発生事象を適切なタイミングで把握を行い、厚生労働省への報告体制を再整備する。
問題に正誤がある場合には、厚生労働省からの指示及びマニュアルに従って、配付・掲示又は板書を行い、受験者に対して確実に周知すること。	問題の正誤に対する案内において問題は認められなかった。	問題の正誤に対する案内において問題は認められなかった。
受験者に配付した答案用紙の全数回収	答案用紙は全数回収されていた。	答案用紙は全数回収されていた。
回収した答案用紙への解答の加筆及び訂正の絶対防止	回収した答案用紙への回答の加筆及び訂正は認められなかった。	回収した答案用紙への回答の加筆及び訂正は認められなかった。
未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出の絶対防止	未使用答案への回答の加筆及び訂正は認められなかった。	未使用答案への回答の加筆及び訂正は認められなかった。
厚生労働省から指示された受験特別措置対象者に対する個別注意事項に配慮すること。	助産師国家試験において、配慮事項申請により試験室最後列に配置する必要のあった受験者について、要望どおりの配置となっていなかった事案が認められた。(当該受験者は試験室座席図上では最後列に配置されていたが、広い会場を4分割して試験室を設定していたため、その後方に別試験室の先頭列が配置されていた) (再発防止策) 座席配置についての配慮事項申請があった場合、大会場においては、教室単位ではなくフロア全体で措置内容に見合った配置を考慮することを全担当者へ周知・徹底する。	リストを作成し、厚生労働省から指示された受験特別措置対象者に対して、適切に対応されていた。

	試験会場の原状回復を行うこと。	掲示物を全て撤去するなど適正に試験会場の原状回復が行われた。	掲示物を全て撤去するなど適正に試験会場の原状回復が行われた。
⑤ 災害発生時における適切な対応 (評価：適)	災害発生時において、速やかに厚生労働省に連絡して指示を仰ぎ、受験者の安全を確保すること。	看護国家試験日前日に東北地方において地震が発生した。厚生労働省の指示に従い、当日の試験開始時刻を繰り下げ、受験者の安全を確保した上で試験を実施した。	看護師国家試験当日に一部会場において電車遅延が発生した。厚生労働省に速やかに連絡して指示を仰ぎ、試験開始時刻を繰り下げて実施した。
⑥ 試験会場の周辺住民の生活環境への配慮等 (評価：適)	試験会場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブルの防止	試験会場の周辺住民の生活環境への配慮をした。一部の試験会場において、送迎車の駐車等について近隣からの苦情があったが、適切に対応し、事態は収束した。なお、送迎自粛の要請は事前に行っている。	試験会場の周辺住民の生活環境への配慮をした。看護師国家試験の会場付近の公道において、大学の送迎バスが受験者の乗降を行っていたため、近隣からの苦情があったが、警察に通報し改善指導を依頼する等適切に対応を行った。なお、送迎自粛の要請は事前に行っている。
⑦ 受験申請者からの問い合わせや苦情等への対応 (評価：否)	受験申請者からの問い合わせや苦情等への適切な対応。マニュアルによっても対処できない問い合わせや苦情については、速やかに厚生労働省に連絡し指示を仰ぐこと。	適宜、厚生労働省に連絡し指示を仰ぎ、適切に対応していた。	管理栄養士国家試験において、受験者に対して提出書類に関する電話確認を行った際、その対応が不適切であったことから、受験者から厚生労働省宛てに苦情の連絡があった。その後の対応についても、民間事業者内で問題のエスカレーションが適切に行われず、当該受験者から複数回の苦情を受ける事態に発展した。(厚生労働省の担当者は正確な事実確認のため、受験者、運営本部、自治体(申請窓口)等と連絡をとることとなり本来業務に支障を来した。)
⑧ 試験問題及び答案用の受取り並びに答案用紙の引渡し (評価：適)	試験日当日に厚生労働省指定の運送業者から試験問題及び答案用紙を受取り、試験終了後は、厚生労働省指定の運送業者へ回収した答案用紙の引渡しを漏れなく行うこと。	厚生労働省指定の運送業者からの試験問題及び答案用紙の受取り漏れ、及び厚生労働省指定の運送業者への回収した答案用紙の引渡し漏れは認められなかった。	厚生労働省指定の運送業者からの試験問題及び答案用紙の受取り漏れ、及び厚生労働省指定の運送業者への回収した答案用紙の引渡し漏れは認められなかった。
⑨ 卒業証明書等受験資格を確定させるための書類の確認 (評価：否)	願書受付・審査時に卒業(見込)証明書等を提出した試験合格者について、卒業証明書等受験資格を確定させるための書類の確認を漏れなく行うこと。	願書受付・審査時に卒業(見込)証明書等を提出した試験合格者について、卒業証明書等受験資格を確定させるための書類の確認漏れは認められなかった。	薬剤師国家試験において、卒業延期者の取り違いがあり、卒業できた者を卒業延期者、卒業延期者を卒業できた者として報告した事案が認められた。(厚生労働省における報告内容の確認作業の過程で発覚し、卒業延期者は採点対象から除外しているため再度採点処理の必要が生じ、本来業務に支障を来した。)

3 民間事業者からの提案による改善実施事項

民間事業者からの下記提案により、業務の改善がなされた。

(1) 出願書類に不備等があった場合のショートメッセージの活用

提出された出願書類に不備等があった場合は、出願者に電話連絡をすることで対応しているが、不通となるケースも多いため、ショートメッセージを活用することで不備等解消までに要する日数を削減できた。また、未読・既読の確認が行える機能を使用することで、郵送による依頼の可否を早い段階で判断できるようになった。

(2) 養成施設における書類提出時の「提出書類チェックシート」の配布

養成施設が提出する卒業証明書類の不備が多い職種について、養成施設宛て「提出書類チェックシート」を配布することで、書類の不備が大幅に減少した。

(3) 送迎バスや自家用車による送迎自粛についての通知文書の発出

試験会場への来場に当たっては公共交通機関を利用することを原則としているが、送迎バスや自家用車による送迎が多く見受けられ、借用施設や近隣住民からの苦情の声があがっていたことから養成施設宛て通知文書を発出した。通知文書のかたちで送迎バスや自家用車による送迎自粛を呼びかけることにより、借用施設や近隣住民からの苦情が減少した。

4 実施経費の状況及び評価

第3期実施事業及び第4期実施事業の実施経費は以下のとおり。

(第3期：当初契約金額)

(単位：千円・税抜)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計	一年当たりの額
509,405	477,682	477,682	1,464,769	488,257

(第4期：当初契約金額)

(単位：千円・税抜)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計	一年当たりの額
728,869	728,869	728,869	2,186,607	728,869

【参考】(第3期：変更契約金額)

(単位：千円・税抜)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計	一年当たりの額
509,405	477,682	484,204	1,471,291	490,430

※令和元年度に、保健師国家試験・助産師国家試験・看護師国家試験について、試験地（新潟県）を追加する変更契約を行った。最終年度のみに要した経費であるため、当初契約金額により評価を行う。

【参考】(第4期：変更契約金額)

(単位：千円・税抜)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計	一年当たりの額
2,494,814	2,166,552	728,869	5,390,235	1,796,745

※令和2年度及び令和3年度に、変更契約を行ったが、変更契約による追加経費はすべて新型コロナウイルス感染症対策に係る経費であるため、当初契約金額により評価を行う。

第3期実施事業と第4期実施事業の一年当たりの実施経費を単純比較すると、240,612千円の増額となっている。増額の主な要因とその金額は以下のとおり。

①最低賃金の改定等に伴う人件費単価見直し（21,474千円増）

最低賃金全国加重平均額が823円（平成28年度）から901円（令和元年度）に上昇（伸び率約9.5%）したこと等を勘案して、試験監督員や事務員等の人件費単価を見直したことによる増。

②短時間労働者等への通勤手当の支給（39,739千円増）

令和2年4月に「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正法が施行されたことに伴う同一労働同一賃金の適用により、試験監督員や事務員に対して通勤手当を支給することとなったことによる増。一日当たり平均1,500円程度の支給。

③会場借料単価の上昇（128,169千円増）

従前無償又は安価で借用していた学校等施設について、有償となったこと又は借料が値上げされたことによる増。一会場当たり約909千円の値上げ。

④試験会場の追加（6,522千円増）

令和元年度実施試験から試験地（新潟県）を追加したことによる増。

⑤第3期実施事業の実績を踏まえた工数の見直し等に伴う配置要員の適正化（87,837千円増）

第3期実施事業において、試験前日の設営に必要な要員数の見込み不足、また願書受付審査等業務に係る工数の見積もり不足等があり、サービスの質を確保するための十分な体制が確保できていなかったことから、第3期の実績を踏まえて工数の見直し等を行い、第4期実施事業の契約時に配置要員を適正化したことによる増。

①から③については、経済情勢や法改正といった他動的要因によるものであること、④については、第3期実施事業から試験地が増加したことによるものであること、また、⑤については、サービスの質を確保するために本来必要であった経費であることから、実施経費の単純比較ではなく実質的な比較の考査のため、これらの増額経費を除外して実施経費の増減額を算出すると以下の表のとおりとなる。実質的な経費としては、43,129千円、約8.8%の削減が認められた。

（単位：千円・税抜）

第4期実施事業（一年当たりの実施経費）【A】	728,869
第3期実施事業（一年当たりの実施経費）【B】	488,257
①から⑤の要因による増額経費【C】	283,741
増減額【A－B－C】【D】	▲43,129
増減率【D/B】	▲8.8%

5 全体的な評価

（1）新型コロナウイルス感染症拡大下における対応

新型コロナウイルス感染症対策として、受験者間の距離の1メートル以上確保や、試験会場の入口での検温、発熱者等に対する迅速抗原検査の実施等の追加措置を執ることとし、変更契約を行ったが、試験会場及び運営に必要な試験監督員等の人員の追加確保を行い、クラスターを発生させることもなく、無事に試験を実施することができた。

(2) 法令違反行為、業務改善指示等の有無

法令違反行為はなかったが、実施状況報告時点において、令和3年度実施分について改善指示等の発出を検討している。

(3) 実施状況についての外部有識者等によるチェック

厚生労働省においては、公共調達委員会及び外部有識者で構成される公共調達中央監視委員会を設置しており、調達や実施状況についてのチェックを受ける仕組みを備えている。

(4) 競争性の確保

本事業の入札においては2者からの入札があり、競争性が確保されていた。

(5) 確保されるべき質に係る達成目標

願書等の配布・受付業務や試験当日の試験会場の運営において、複数の問題点が確認され次回に向けて必要な是正・改善対応を行っていくこととしているが、その中には重大な事象が含まれることから、実施状況報告の時点では、公正かつ的確に実施されなければならない試験実施事業として、確保されるべきサービスの質は達成されていない状況である。

(6) 経費削減効果

第3期実施事業と比較し、約8.8%の経費削減が認められた。

6 今後の方針

新型コロナウイルス感染症拡大下においても試験会場・人員を追加確保の上、試験を中止させることなく実施し、また経費削減の効果も認められているが、複数の問題点が確認され、その中には重大な事象が含まれることから、実施状況報告の時点では、公正かつ的確に実施されなければならない試験実施事業として、確保されるべきサービスの質は達成されていない状況である。

このため、5の(2)及び(5)にあるとおり、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定)Ⅱ. 1. (1)の市場化テスト終了基準を満たすことができていないため、次期においても市場化テストを継続することとしたい。

次期事業の実施に当たっては、1の(1)の請負業務内容で1の(3)の請負業者が既に5年にわたり請負業務を実施しているにもかかわらず、公正かつ的確に実施されなければならない試験実施事業として、確保されるべきサービスの質は達成されていない状況であること、請負業務内容が膨大であること等を踏まえ、確保されるべき質の目標の達成のため、厚生労働省も積極的に関与し、より良いサービスを継続的に提供するための仕組みを実施要項において明示的に規定するといった見直しを行う必要があると評価する。

引き続き民間競争入札を実施し、事業実施にあたり厚生労働省も積極的に関与し、民間事業者とより良いサービスを継続的に提供するための仕組みを運用していくことを通じて、いっそう円滑な業務の遂行を図っていく必要があるものとする。